

島田市総合事業通所介護費用基準額等を定める要領

平成30年8月21日

告示第210号

(趣旨)

第1条 この要領は島田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成27年島田市規則第30号。以下「規則」という。）第45条に規定する総合事業訪問介護に係る第1号事業費用基準額（以下、島田市総合事業通所介護費用基準額）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び規則で使用する用語の例による。

(事業に要する費用の額)

第3条 島田市総合事業通所介護費用基準額は、別表1に定める。

2 島田市介護予防通所介護の加算については、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別添1）2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）口からマ定められているものとする。

(1単位の単価)

第4条 費用の額の算定に要する1単位の単価は、島田市の地域区分単価とする。

(利用の回数)

第5条 島田市総合事業通所介護の利用回数については、地域包括支援センター職員等が行う介護予防ケアマネジメントにより決定する。

(第1号事業支給費の割合)

第6条 第1号事業支給費の支給割合は、100分の90とする。

2 前項の規定にかかわらず所得の額が法第59条の2第1項の規定が適用される場合の第1号事業支給費の支給割合は100分の80、同条第2項の規定が適用される場合の第1号事業支給費の支給割合は100分の70とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年9月3日告示第67号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表1（第3条第1項関係）

(1) 通所型独自サービス1 1,655単位

(事業対象者・要支援1・要支援2 1月につき・週1回程度利用)

(2) 通所型独自サービス2 3,393単位

(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回程度利用)

(3) 通所型独自サービス1回数 380単位

(事業対象者・要支援1・要支援2 1回につき・週1回程度利用・1月の中で4回まで)

(4) 通所型独自サービス2回数 391単位

(回数事業対象者・要支援2 1回につき・週2回程度利用・1月の中で5回から8回までのサービスを行った場合)